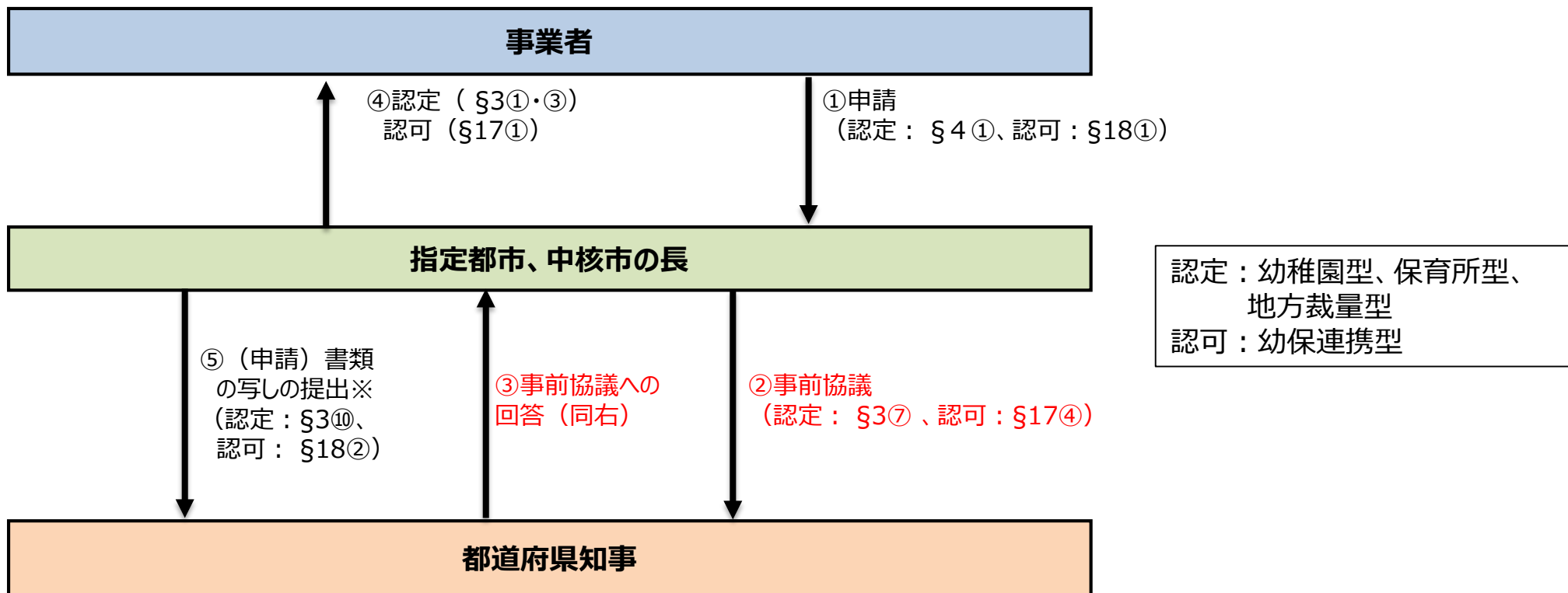


指定都市等が私立認定こども園を認可・認定する際の都道府県知事への手続き

重点番号7:認定こども園に係る認可・認定の事前協議廃止及び保育関係施設・事業の変更届出事項を条例等の規定で可能とすること等(内閣府)

- 認定こども園は、市町村域を超える利用が想定されるところであり、施設の適正配置等を担保する観点から、都道府県知事が広域的な見地に立って連絡調整を行いつつ、域内の需給状況を踏まえて、私立施設の認可・認定に関与する必要がある。
- このため、指定都市等の長が認可・認定を行う際には、都道府県知事への事前協議を必要としているもの。
- 本事前協議は、認可・認定しようとする施設の個別の状況を基に行われるべきものであり、5年間の計画である市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更の際の事前協議とは趣旨を異にするものである。
(後者は、必ずしも個別の施設の認定・認可の都度、変更する趣旨のものではない。)

21



注：条項番号は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。いわゆる「認定こども園法」）のもの

※都道府県区域内の利用者の利便性を図るために、都道府県知事が域内の情報を一括して集約し、公表することとされている（認定こども園法第28条）ことから必要とされているもの。

都道府県から、法に基づく協議に当たり指定都市等に発出された意見

- 指定都市・中核市を域内に有する44都道府県に照会を行ったところ、令和元年度以降、事前協議を受けて意見（「異存なし」以外であれば、認定・認可そのものへの異議に限らない。）を発出したのは、3県。
内容としては、特別な配慮を必要とする園児の受入れや、地域の保育ニーズに合わせた新規受入れへの配慮を促す意見のほか、施設の要件を満たすよう指導することを促す意見があった。

【都道府県から、法に基づく協議に当たり指定都市等に発出された意見】

A県

- ・（面積要件を一部満たさない保育室があったため、）基準を満たすよう指導することが望ましい。

22

B県

- ・今後の入園児の状況を考え特別な配慮を必要とする園児の受入れ体制も整えてほしい。
- ・地域の保育ニーズに合わせて2歳児からの新規受け入れも可能となるよう配慮してほしい。

C県

- ・「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）」に則り、貴市にて制定した基準にて審査を行うこと。」に留意していただきたい。

各都道府県の事前協議に関する支障の有無

- 事前協議を廃止した場合、支障がある、支障が一部あると回答したものは8県。
- 支障がないとしつつ、実務的に事前に指定都市・中核市と調整等ができていることを理由にあげるものや、事前の情報提供は必要とするものが17県。
- 事前の情報提供も不要であり、支障がないと回答したものは17県。

(「支障がある」と回答した都道府県の例)

- ・新設の施設に係る認可、所在の変更や定員の大幅増を行う認可等については、少子化により今後施設数が過剰となることが想定され、県としても施設の適性配置について慎重な判断が必要となることから、認可前に指定都市等と協議等を行う必要があると考える。
- ・本県において、待機児童解消に資する認定こども園の認定、認可の案件について、事前に内容を把握することができなくなる。
- ・保育所が幼保連携型を設置する際の多くは1号認定を設定するため、県の関与が引き続き必要。

(「支障がない」と回答した都道府県の例)

- ・本県には中核市があり、現状においても県内の認可計画の情報共有を予め行っている。また、利用定員の適切な設定及び見直しにより、当該中核市において適正配置が十分に判断できると思われる。

(参考①) 指定都市等が私立認定こども園を認可・認定する際の基準

- ①施設に関する要件、②設置者に関する要件を満たすと認める場合には、原則として認可・認定をするものとされている。ただし、供給過剰による需給調整が必要な場合には、認可・認定をしないことができる（認定こども園法）。

①施設に関する要件

※具体的な要件は、認定こども園法が定める基準に従い、かつ、主務大臣が定める基準を参酌して指定都市等の条例で定める。

- ・幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと（幼稚園型認定こども園の場合）など
- ・施設の設備及び運営に関する基準

②設置者に関する要件

※具体的な要件は、認定こども園法第3条第5項や第17条第2項に規定

- ・欠格事由に該当しないこと など

需給調整が必要な場合

※具体的な要件は、認定こども園法第3条第8項や第17条第6項に規定

- ・当該指定都市等が市町村子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育提供区域において、1号、2号又は3号認定子ども（※）のいずれかについて、以下の状況に既になっているか、認可・認定によってなると認めるとき など

$$\left[\text{特定教育・保育施設の利用定員の総数} > \text{特定教育・保育施設の必要利用定員総数} \right]$$

※ 1号認定子ども：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

※ 2号認定子ども：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

※ 3号認定子ども：満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(参考②) 関係条文

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）〈抄〉

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）

第三条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）を除く。）は、その設置する幼稚園又は保育所等が都道府県（当該幼稚園又は保育所等が指定都市等所在施設（指定都市等の区域内に所在する施設であって、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する施設以外のものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該指定都市等）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該幼稚園又は保育所等が指定都市等所在施設である場合にあっては、当該指定都市等の長）（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事又は指定都市等の長の委任を受けて当該都道府県又は指定都市等の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあっては、都道府県又は指定都市等の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。

2（略）

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県及び指定都市等を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県（当該連携施設が指定都市等所在施設である場合にあっては、当該指定都市等）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該連携施設が指定都市等所在施設である場合にあっては、当該指定都市等の長）の認定を受けることができる。

4・5（略）

都道府県知事は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない。

7 指定都市等の長は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

8・9（略）

10 指定都市等の長は、第一項又は第三項の認定をしたときは、速やかに、都道府県知事に、次条第一項に規定する申請書の写しを送付しなければならない。

11・12（略）

（設置等の認可）

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2・3（略）

4 指定都市等の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならない。

6・7（略）

（都道府県知事への情報の提供）

第十八条 第十六条の届出を行おうとする者又は前条第一項の認可を受けようとする者は、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

2 指定都市等の長は、前条第一項の認可をしたときは、速やかに、都道府県知事に、前項の書類の写しを送付しなければならない。

3（略）

○ 二次回答：

・ 児童手当の支給等の事務を住所地の市区町村に一元化することの提案については、費用負担の変更のほか、特に公務員が多く居住する自治体の支給等の業務を逼迫すると考えられるため困難である。今回、支障事例として挙げられている、いわゆる「請求漏れ」等については、従来から年に2回、所属庁への周知徹底・注意喚起をお願いしているところであるが、さらに、請求者ご本人、所属庁それぞれの立場に立って必要な手続きを整理した分かりやすいガイドラインを新たに作成するとともに、その周知に努めることで、「請求漏れ」等が生じないよう取り組んでいきたい。

・ また、提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点にある、住所地市区町村から退職した公務員にプッシュ型で通知する案については、所属庁や市区町村の事務負担が増加すると考えられることから、必要に応じて所属庁・市区町村の意向も調査しながら、検討していきたい。